

協会通知

全ト協の平成30年度

「衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成事業」のご案内

一般社団法人鳥取県トラック協会

1. 申請受付期間

本助成事業の実施期間は、平成30年4月2日～平成30年3月15日までとする。

※なお、上記期間内であっても、鳥取県トラック協会への交付限度額に達した場合は、その時点で申請受付を終了するものとする。

2. 助成対象者

事業用トラック（車両総重量3.5トン以上、8トン未満に限る。）に衝突被害軽減ブレーキ装置を、買取り（一括・割賦）、リースで**新たに搭載**した装置について導入した鳥取県トラック協会の会員事業者（中小企業者※）に対し助成する。

※中小企業者とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。

- ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
- ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

3. 対象装置

車両総重量3.5トン以上、8トン未満の事業用トラックに搭載した衝突被害軽減ブレーキ装置であり、国の「事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）」の衝突被害軽減ブレーキ装置と同一とする。

4. 助成額・予算枠

- (1)全ト協助成額 衝突被害軽減ブレーキ装置の取得価格の1/2
1車両あたり上限10万円

※国の補助金との併用は妨げない。

- (2)鳥取県交付限度額3,300千円33台

5. 申請時提出書類

- (1)衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付申請書（様式1）
(2)搭載する装置メーカー名・機器名称・数量・金額（単価と総額、除く消費税）等が記載された見積書（写）

6. 交付決定

衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付決定通知書をFAXで送付する。

7. 実績報告書

- (1)衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成事業実績報告書（様式3）
(2)衝突被害軽減ブレーキ搭載証明書（様式4）
(3)事業報告書（直近事業年度分の資本金、従業員数の記載があるページ）（写）
(4)搭載自動車検査証（写）
(5)請求書（写）（機器の名称・数量・金額（単価と総額、除く消費税）の記載があるもの）
(6)領収を確認できるもの（領収書等（写））（リース・割賦販売の場合も販売会社が発行したリース会社等宛のものが必要です。）
(7)リース契約書・割賦販売契約書（写）（機器メーカー名・機器名称・型式・数量の記載のあるもの）

8. 申請をされる方は、衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付要綱（次ページ又は鳥ト協ホームページ掲載）を必ずお読み下さい。

【お問合せ先】（一社）鳥取県トラック協会担当：南條 TEL：0857-22-2694

衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成金交付要綱

平成29年3月23日 定
平成30年3月14日最終改正
公益社団法人 全日本トラック協会

(事業趣旨)

第1条 全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）は、事業用トラックの交通事故を削減するために、衝突被害軽減ブレーキ装置（車両総重量3.5トン以上、8トン未満の事業用トラックに搭載した衝突被害軽減ブレーキ装置）（以下「装置」という。）の導入助成事業を実施する都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）を通じて地方ト協会員事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(対象機器)

第2条 助成対象とする装置は、国の「事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）」の衝突被害軽減ブレーキ装置と同一とする。

(助成額)

第3条 助成金の交付額は、事業者が当該年度に装置を搭載した車両を新たに導入した場合、別に定める額を交付する。

2. 地方ト協への交付限度額は別に定める。

(実績報告及び助成金の請求)

第4条 地方ト協は、事業者の装置導入事業が完了したときは、別に定める期日までに、別に定める実績報告書（以下、「実績報告書」という。）を提出のうえ、全ト協会長に対して助成金の請求を行うものとする。

(助成金交付)

第5条 全ト協は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその報告内容を審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、地方ト協に対して、助成金を交付する。

2. 地方ト協は全ト協から交付された助成金を事業者に交付する。

(助成金の返還)

第6条 全ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、地方ト協を通じて事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱その他全ト協が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2. 前項の規定により返還を命じられた事業者については、全ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

(装置の処分制限)

第7条 事業者は、交付対象となった装置を装着の日から起算して4年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。但し、あらかじめ地方ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

2. 地方ト協は、前項による処分が行われたときは、全ト協へ報告しなければならない。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、全ト協が別にこれを定める。

(附則) (平成29年3月23日)

第1条 本要綱は平成29年4月1日より適用する。

(附則) (平成30年3月14日)

第1条 本要綱は平成30年4月1日より適用する。